

# デジタルプラットフォーム規制の未来

GAFAsに代表される巨大デジタルプラットフォーム企業に対する規制の議論が活発化している。この規制強化の議論の背景には、民主主義国家における根本的な憲法的価値に対する脅威の懸念がある。金融産業における規制の歴史はデジタルプラットフォームの未来を考える最良の補助線である。

## GAFAsへの規制強化の動きが加速

昨年からグローバルな巨大デジタルプラットフォーム企業（Google、Amazon、Facebook、AppleなどのいわゆるGAFAs）に対する規制強化の動きが加速している。

アメリカでは昨年10月に司法省が「検索サービスにおける競争の阻害」の疑いでGoogleを反トラスト法違反で提訴した。さらに今年の6月にバイデン政権は、連邦取引委員会（FTC）の委員長にコロンビア・ローズワールのリナ・カーン准教授を任命した。同氏は大手プラットフォーム事業者のビジネスモデルに内在する反競争の性質を厳しく追求する立場を取っている<sup>1)</sup>。

また、EUでは昨年12月に欧州委員会がSNS、オンラインマーケットプレイス及びデジタルサービスを対象とする新たな規制ルールとして「デジタルサービス法案（Digital Services Act：DSA）」と「デジタル市場法案（Digital Markets Act：DMA）」という二つの法案を提案した。この二つの新たなルールは、消費者保護、市場の透明性確保、事業者の説明責任の確立を求めるもので、GAFAsなどの巨大ITプラットフォームの反競争的行為を抑止することが目的だ。違反行為に対する罰金額もDSAでは年間売上高の6%以下、DMAでは全世界総売上高の10%までと非常に高額に設定している<sup>2)</sup>。

また日本でも公正取引委員会が昨年からデジタルプラットフォーム事業者（オンラインモール運営、アプリストア、広告マーケットなど）の取引慣行に対する調査を実施しており、その中で「優越的地位の濫用」「競争事業者の不当な排除」などの懸念がある取引慣行の指摘を行っている。

## 憲法的価値が脅かされる？

これらのデジタルプラットフォーム企業に対する規制強化の動機となっているのが、デジタルプラットフォーム企業に経済的支配力が集中することによって、消費者の厚生が損なわれることに加え、民主主義の持続性や個人の自由の保障といった民主主義国家の憲法で保障された主権者の権利を損なう可能性が深刻な脅威として認識されつつあることが挙げられる<sup>3)</sup>。

総務省の情報通信法学研究会のメディア法分科会で憲法分野を担当する木下昌彦神戸大学教授は、下記のようにデジタルプラットフォーム企業への過度の経済力の集中が憲法的価値に及ぼす脅威を示し、経済法による規制の必要性を訴えている<sup>4)</sup>。

### 1. 経済支配力の集中は主権者の厚生低下を招く

いわゆる市場の独占・寡占が生じると、消費者は割高な商品の購入を余儀なくされ、結果消費者厚生は低下する。ここでいう「消費者」は「主権者」でもある。独占・寡占はこの主権者の厚生低下を招く。さらに競争が失われれば多様な経済活動は制約される。その結果、例えば「職業選択の自由」や「表現の自由」が阻害される可能性がある。

### 2. 資源分配の偏りによって政治的影響力が偏る

また圧倒的な経済支配力を持つ事業者の登場は、消費者からの富の収奪によって莫大な超過利潤を獲得する。この資源分配の不当な偏りによって、独占企業は政治献金やロビイングを通して政治に対する直接的な影響力を行使できる。また、メディアに対しては広告スポンサー支出を通じて消費者（＝主権者）に対して自社に有利な

## NOTE

1) 弱冠32歳でFTC委員長に指名されたリナ・カーン氏は、2017年に「Amazonの反トラストのパラドックス (Amazon's Antitrust Paradox)」という論文を発表し、その中で「アマゾンが自社のプラットフォームを活用してさまざまな事業分野の統合を図ることを容認すれば、同社に過剰な経済力・政治力を与えることになるのではないかとこの問いには、妥当性がある」と述べた。「米独禁当局の新たな使命、効率性より民主主義」WSJ (2021/7/8) (<https://jp.wsj.com/articles/antitrusts-new-mission-preserving-democracy-not-efficiency-11625707064>)。

なお上記論文は以下を参照。  
 “Amazon's Antitrust Paradox”, Yale Law Journal (<https://www.yalelawjournal.org/note/amazons-antitrust-paradox>)

2) DSAでは「EU域内の売上高」が、DMAでは「全世界総売上」が算定基準の対象。  
 3) 民間企業活動に対する憲法原理の適用については「金融ITフォーカス特別号 (2020年9月) COVID-19が導くDXへの挑戦ーサステナブルに向けたビジネス戦略ー」【第1章 憲法学からみた、データ活用が変える自由と民主主義】(山本龍彦 慶應義塾大学法科大学院

教授と、弊社林の対談記事) のpp.4-5も参照 ([https://www.nri.com/jp/knowledge/publication/fis/kinyu\\_itf\\_sp/lst/2020/09/09](https://www.nri.com/jp/knowledge/publication/fis/kinyu_itf_sp/lst/2020/09/09))。

4) 木下昌彦 神戸大学大学院法学研究科教授「デジタル・メディア・プラットフォームの憲法理論」『情報法制研究』第9号 (2021年5月)。

情報コントロール能力を獲得しうる。

### 3. 政府の言論統制を容易にする

独占企業が政治に対して影響力を持つと同様に、政府も独占企業に対して影響力を持ちうる。独占企業に対する許認可権や公共事業・補助金の提供を政府がコントロールすることで、独占企業の持つ影響力を政府の都合のいい方向に誘導することも可能である。結果として、政府の方針に対する反対意見の抑制や封殺が可能となる。

このように、過度の経済支配力を持つ事業者の登場は憲法的価値、言い換えれば主権者の厚生を毀損する可能性が高い。このような事態を回避するために、政府は経済支配力の過度な集中が起きないための仕組みを作ってきた。日本においては独占禁止法と各種の業法である。

木下教授は独禁法の厳格な適用とあわせて、プラットフォームと商業の分離、新たな業法としてプラットフォーム事業者法の制定を提言している。

## 金融産業の規制からの「温故知新」

巨大なネットワーク産業である金融産業は独占禁止法及び銀行法などの業法によって厳しく規制されている産業の一つである。金融業の規制の歴史を振り返ることで、今後のデジタルプラットフォーム産業のあるべき規制の姿をいくつか予想できるかもしれない。

### 1. デジタルコングロマリットの解体

戦後のGHQによる財閥解体は、過度の経済力の集中と政府による統制経済体制を排除するためのドラスティックな改革だった。財閥解体を通じて競争の活性化がもたらされた。現在各国の規制当局でコングロマリット化が進んだGAFAsの事業分割の必要性が議論されてい

る。「デジタルコングロマリット」の寿命はそう長くないかもしれない。

### 2. 競争排除的M&Aの規制

銀行が豊富な資金力を背景に他業種に進出することを厳しく規制する出資の5%ルールは、市場競争を阻害する可能性を警戒したものであり、銀行法とともに独禁法11条にも定められている。現在GAFAsの反競争的M&Aが問題視されている。将来自社の競合になりうるベンチャー企業を買収することで脅威の芽を摘む行為のことだが、このようなM&Aは規制される可能性が高い。

### 3. 新たな業法の制定

利用者保護や事業者の経営健全性を担保するために銀行法などの業法が定められている。プラットフォーム企業にも同様の業法が必要だとの議論が高まっている。特に、電気通信事業法との整合性を持つ業法の設定は喫緊の課題である。

### 4. グローバル統一規制の導入

グローバルなネットワークである金融は、バーゼル規制などのグローバルな統一規制を持つ。多国籍で事業を展開するグローバルなデジタルプラットフォームにもグローバルな統一規制は当然必要だろう。

最後に決済分野などで業種の壁を越えた競争が激化する中で、各国の政府及び関連当局には公平な競争環境を早急に整備することを期待したい。

## Writer's Profile



柏木 亮二 Ryoji Kashiwagi

金融デジタルビジネスリサーチ部  
 上級研究員  
 専門はIT事業戦略分析  
[focus@nri.co.jp](mailto:focus@nri.co.jp)